

第3章 施策の体系にそった取組み

基本目標1

思いやりの心で育む意識づくり

男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画に関する情報提供に努めるとともに、講演会や研修会の開催など、積極的に学習の機会を提供し、だれもが参画したいところに自由に参画できるよう男女平等の意識づくりを進めます。

男女共同参画の推進には人権の尊重が重要であり、人権侵害である暴力などを未然に防止し、暴力を許さないまちづくりを推進します。

生涯を通じた健康対策を心身両面から支援するため、男女が互いの身体的特徴を十分に理解したうえで、身体や健康について正しい知識を持ち、互いを理解しあえるよう知識の普及に努めます。

重点課題 1

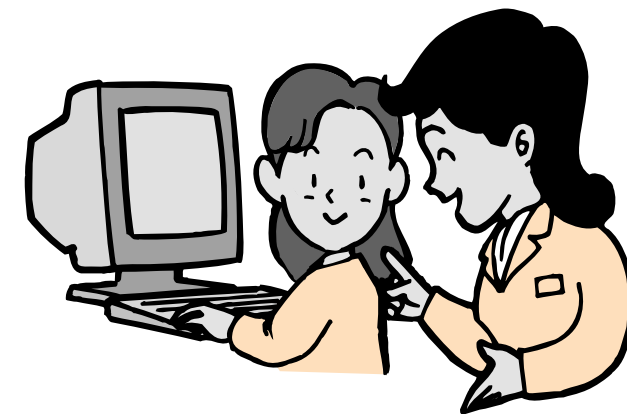
男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの個性が尊重され、だれもが豊かで充実した生活をおくることができるよう、人権尊重の視点に立った男女平等の意識づくりを進めることが大切です。

男女共同参画に関する積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、さまざまな講座の開催を通じて住民すべてが互いを思いやる心を育み、尊重しあうことができる意識づくりを進める必要があります。また、広報・啓発活動を進めるうえで、男女共同参画の視点^{※5}から表現などの配慮に努めることが大切です。

※5 男女共同参画の視点：固定的な性別役割分担意識などにとらわれず、男女が対等な立場で、ともに豊かな関係を築くための考え方のこと。

施策	施策の内容
広報・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関するパンフレットやポスターなどを配布します。また、多くの人の目に届くよう広報・啓発活動の充実に努めます。 ○男女共同参画に積極的に取り組んでいる地域や団体、また国や府の情報を収集し、住民への情報提供に努めます。 ○メディア・リテラシー^{※6}を向上させるため、広報・啓発活動に努めます。
男女共同参画社会に対応した講座などの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の形成に向けた講座を開催し、男女共同参画を推進するリーダーなどの人材育成に努めます。 ○講座などの開催について幅広く情報提供を行い、参加の促進に努めます。 ○町で開催しているさまざまな行事について、保育ルームの設置や開催日時などの検討を行い、だれもが参加しやすい環境づくりに努めます。
情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重や男女共同参画に関する情報などを提供します。 ○男女共同参画の視点から広報紙やポスターなどを作成します。



※6 メディア・リテラシー：テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどメディアからの情報を主体的に読み解き、また、メディアを活用し、自ら考えを表現する能力のこと。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも多く、一人ひとりがメディア・リテラシーを獲得することが望まれます。

重点課題 2

多様なライフスタイルの選択を可能にする意識づくり

社会的・文化的背景に根ざした固定的な性別役割分担意識は、それぞれの生き方を狭め、自分らしく生きることが困難な社会をつくることにつながりかねません。

京丹波町における男女共同参画に関する課題についてワークショップ^{※7}を実施したところ、「女性は家にいるもの」という意識が根強く残っているといった意見がみられました。アンケート調査結果をみても、家庭における男女のあり方に、年代や性別で意識の差があることがうかがえます。京丹波町は、全国や京都府と比較すると3世代世帯の割合が高く、世代間交流ができる豊かさがある反面、年代による意識の差が生じているという現状があります。また、「教育の場」を除く「家庭生活」「職場」「政治の場」「社会通念やしきたり」「社会全体」の分野において、依然として「男性優遇」への意識が高くみられます。

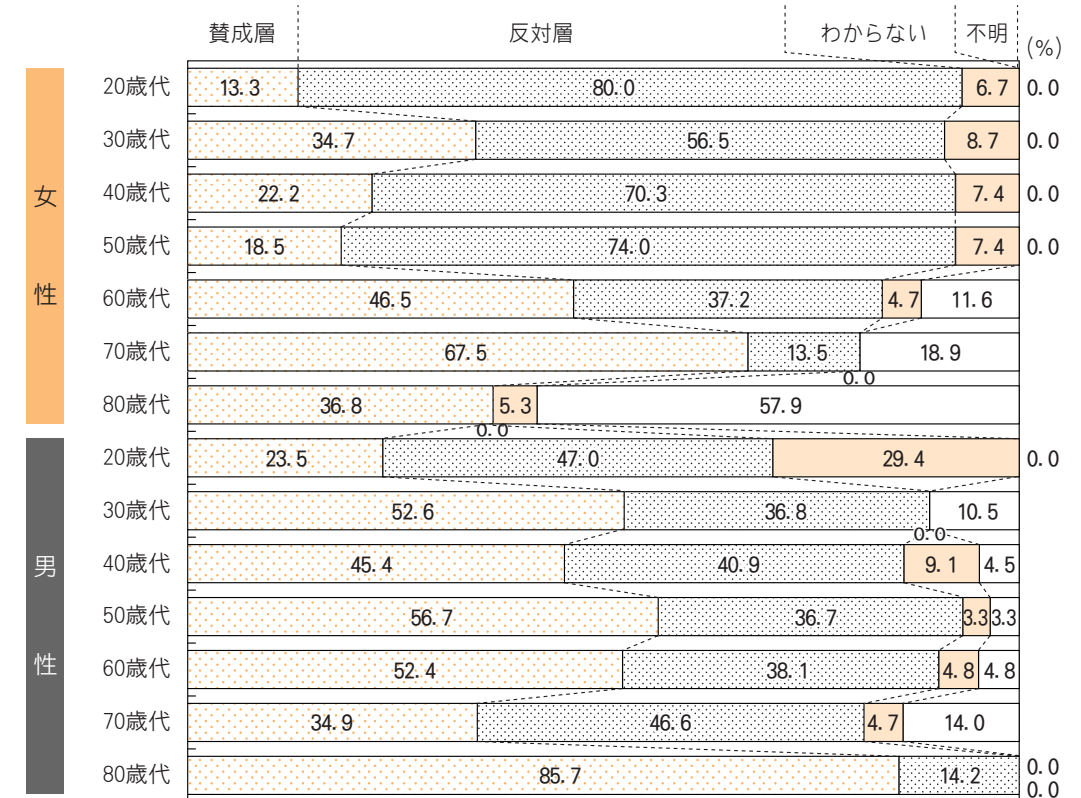
「男は仕事、女は家庭」といった固定的な意識や、それに基づく慣習や制度にとらわれることなく、だれもが参画しやすい社会をつくるため、子どもから高齢者まですべての年齢層を対象に、家庭・地域・職場などのあらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めることが大切です。男女共同参画に関する意識づくりは、子どものころから育むことが大切であることから、家庭や地域をはじめあらゆる分野において、個性を尊重した教育を推進することが必要です。



※7 ワークショップ：住民参加のまちづくりなどの場で、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする手法のこと。「男女共同参画推進委員会」で実施したワークショップは、KJ法（あるテーマに関する思いや事実を単位化し、グループ化と抽象化を繰り返して統合し、最終的に構造化して状況をはっきりさせ、解決策を見出す方法）で実施しました。

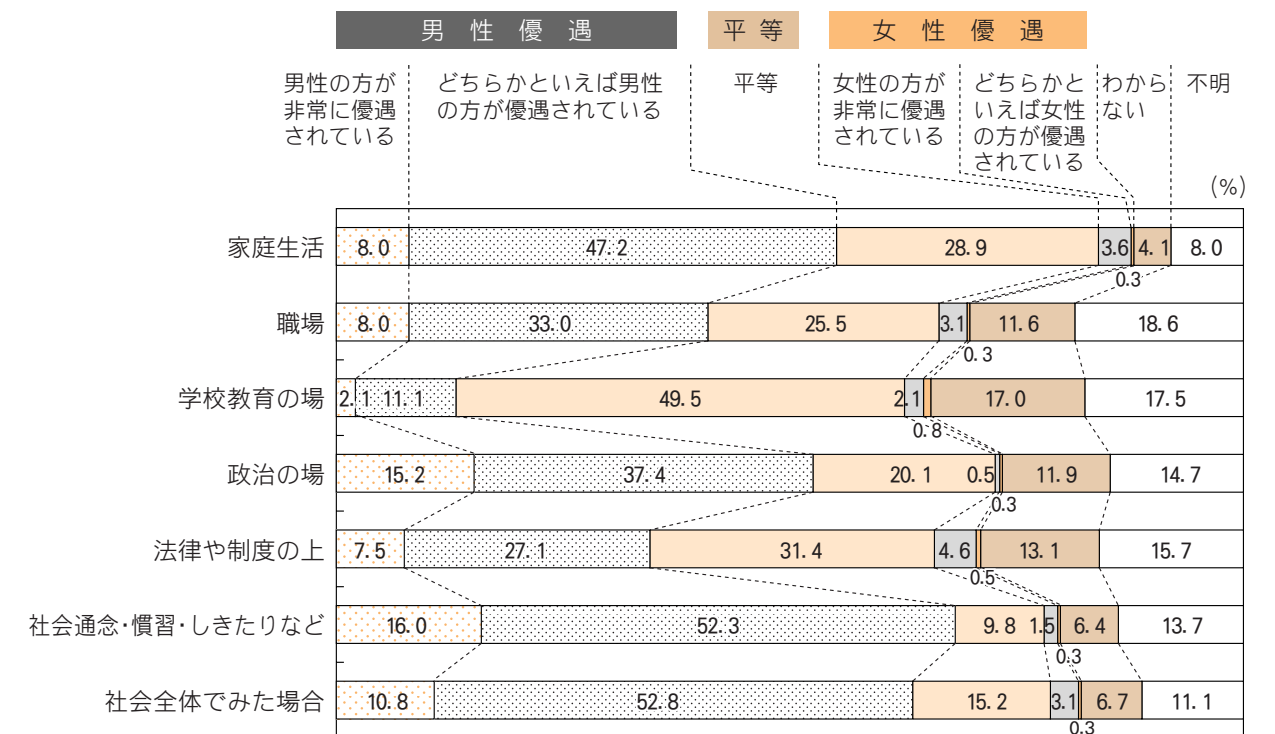
「女性は結婚したら、自分自身のことより、夫や子どもなど家族を中心に考えた方がよい」という考え方について

回答者数 388人（グラフは、20～80歳代を抜粋）



社会のあらゆる分野における男女の地位の平等について

回答者数 388人



施策	施策の内容
家庭における意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭において、男女共同参画について話しあいをするなど、子どものころから意識の醸成を推進します。 ○家族一人ひとりが互いに協力し、支えあい、それぞれが役割と責任を果たせるよう啓発に努めます。 ○家族一人ひとりの意思を尊重し、参画したいと思うところに参画できるよう、多様な生き方を認めあう意識づくりを推進します。
地域における意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での決まりごとや行事の中でみられる固定的な性別役割分担意識について、話しあいができるよう呼びかけに努めます。 ○性別にかかわらず地域活動に参画できるよう、それぞれの意思を尊重しあう意識づくりを推進します。 ○政策や方針決定等の場に女性が参画することへの理解の促進に努めます。
職場における意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業や事業所において、男女雇用機会均等法^{※8}などの法律や各種休暇などの制度の周知が図られるよう働きかけ、職場において男女が対等な立場で、互いに尊重しあえる意識づくりを推進します。
学校等における意識づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育・学校教育の場において、互いを思いやる心を育む教育を推進します。 ○性別にとらわれることなく個性を尊重し、主体的に学び、行動できる姿勢を育む教育を推進します。

※8 男女雇用機会均等法：「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が正式名称で、昭和61年（1986年）に施行。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とする法律。
平成11年（1999年）には、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止、ポジティブ・アクション及びセクシュアル・ハラスメントに係る規定の創設、企業名公表制度の創設等を盛り込み、改正法が施行されました。
平成19年（2007年）の改正では、性別による差別禁止の範囲の拡大、間接差別禁止規定の創設、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が盛り込まれています。

重点課題 3

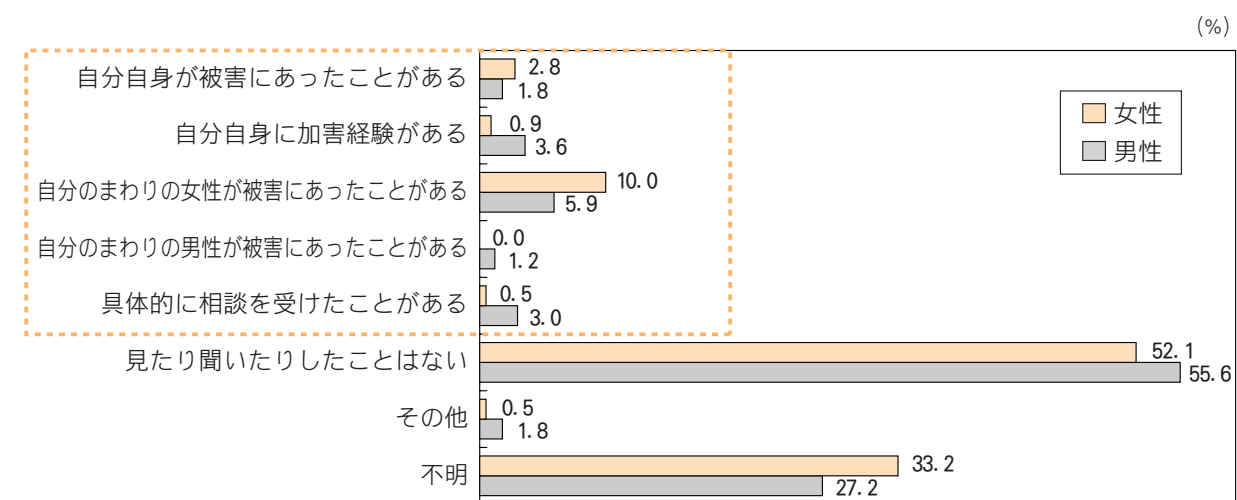
あらゆる暴力を許さないまちづくり

暴力や犯罪などは、加害者・被害者の間柄や性別に関係なく、決して許されるものではありません。人権を侵害するものであることを認識することが大切です。

アンケート調査で、セクシュアル・ハラスメント^{※9}やドメスティック・バイオレンス^{※10}の被害の状況についてみると、被害にあっている人がいることがわかります。セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスは、被害にあってもだれかに相談しにくく、被害者が抱え込んでしまうことが多く、表面化しにくいのが現状です。被害者に対する相談や支援とともに、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスに対する社会的な関心を高めるため、広報・啓発活動を進めることが必要です。

暴力や犯罪などを許さない環境づくりを進めるため、関係機関などと連携を図り、未然防止・早期発見・対応に努めることが重要です。

ドメスティック・バイオレンスの被害



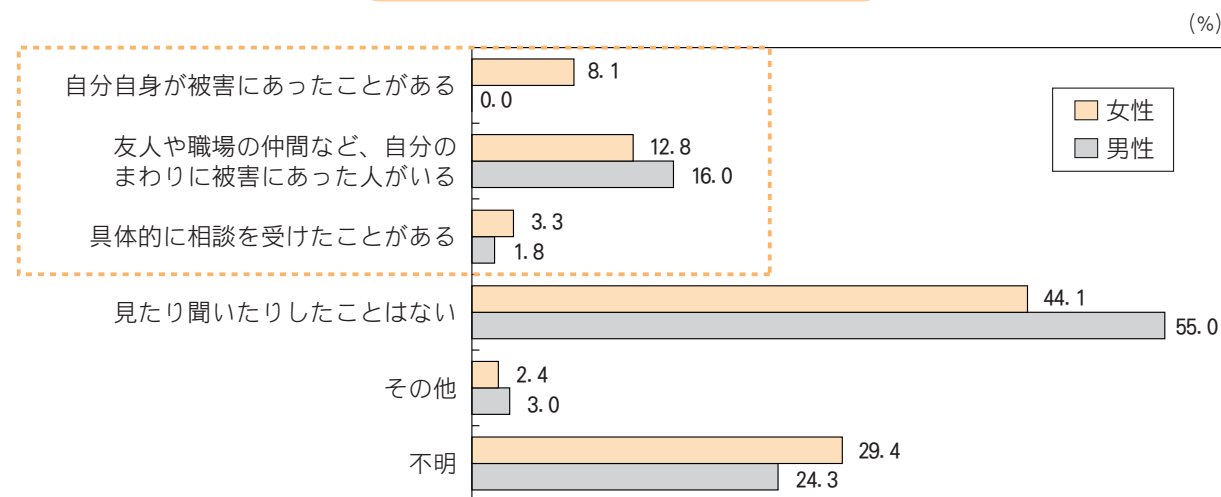
※9 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)：相手の意に反した性的な性質の言動や不必要な身体への接触など、性的な嫌がらせのこと。その他性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれます。立場を利用したり、性別差の上に成り立っていることが多く、特に雇用の場で問題となっています。

※10 ドメスティック・バイオレンス(DV)：夫・妻・恋人といった親密な関係にあるパートナーからの身体的・精神的暴力のこと。

家庭内で発生するすべての暴力をさす言葉ですが、最近では夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の暴力を指して使われることが多くなっています。身体的な暴力だけでなく、行動の監視や制限をする行為や、ののしるといった言葉による精神的な暴力も含まれます。

施策	施策の内容
暴力をなくすための意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○パンフレットやポスターなどを通じて、暴力は人権侵害であることを広く住民に浸透させ、暴力を許さない意識づくりに努めます。 ○住民に対して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律^{※11}などの周知に努めます。 ○セクシュアル・ハラスメントの根絶に向け、住民や企業・事業所の意識を高めるための啓発活動を行います。
あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ドメスティック・バイオレンスをはじめとしたあらゆる暴力について、行政の関係各課及び民生児童委員などとの連携を図り、早期発見・対応に努めます。 ○ドメスティック・バイオレンスや児童・高齢者虐待などに関するネットワークの形成及び、相談窓口の整備に努めます。 ○犯罪防止のため、地域との連携により、効果的な防犯活動を推進します。 ○防犯灯や街路灯、施設の緊急通報システムなどの設置を促進し、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

セクシュアルハラスメントの被害



※11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成13年(2001年)施行。
平成16年(2004年)には、それまでの保護命令では対応できない事例が多くみられたこともあり、保護命令の対象を元配偶者に拡大するとともに、被害者の子どもへの接近禁止命令制度の創設や、退去命令の期間を延長することなどを柱とした改正法が施行されました。

重点課題 4

男女の性の尊厳の確立

男女が個性と能力を生かし、いつまでも生き生き暮らしていくためには、生涯にわたる健康の管理（保持・増進）に取り組むことが大切です。そのため、健康診査や健康づくりに関する講座などの充実が必要です。また、女性は妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の悩みや症状に直面することがあります。男女が互いの身体的特性を十分に理解し、認識を深めるため、身体や性に関する正しい知識の普及・啓発に努めることが必要です。

施策	施策の内容
生涯にわたる健康の管理・保持・増進	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査などの受診を促進するとともに、受診後の指導体制を強化し、健康の保持・増進を図ります。 ○健康づくりに関する講座などの内容の充実を図るとともに、参加の促進に努めます。
妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○教育や保健活動の場で、子どもを産む・産まないの選択や妊娠・出産に関することについて、教材やパンフレットなどを通じた知識の普及と重要性についての啓発に努めます。 ○妊娠期にある母親の不安解消を図るため、知識の普及や相談体制の整備を行い、安全な出産に向けた支援の充実を図ります。また、父親など家族の参加についても促進します。 ○不妊に悩む家庭に対して、相談窓口や医療費の助成制度の周知を図り、精神的・経済的な負担の軽減に努めます。
性と健康に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育とも連携し、性に関する正しい知識を身につけることができるよう、学習機会や情報提供の充実に努めます。 ○HIV/エイズ、性感染症や飲酒・喫煙、薬物乱用などが健康に及ぼす影響について、正しい理解が得られるよう啓発に努めます。

基本目標2

一人ひとりが支えあい協力しあう家庭づくり

男女がともに仕事と家庭の調和を図り、子育てや介護などについてそれぞれの責任を果たすことができるよう、家庭における固定的な性別役割分担意識を解消することが必要です。

そのため、一人ひとりが家族の一員としての自覚を持ち、相互の協力のもとに責任を果たすことができるよう学習機会の充実に努めるとともに、男女がともに育児や介護を分かちあうことができる環境整備に努めます。また、育児や介護に関する支援の充実に努めます。

重点課題 1

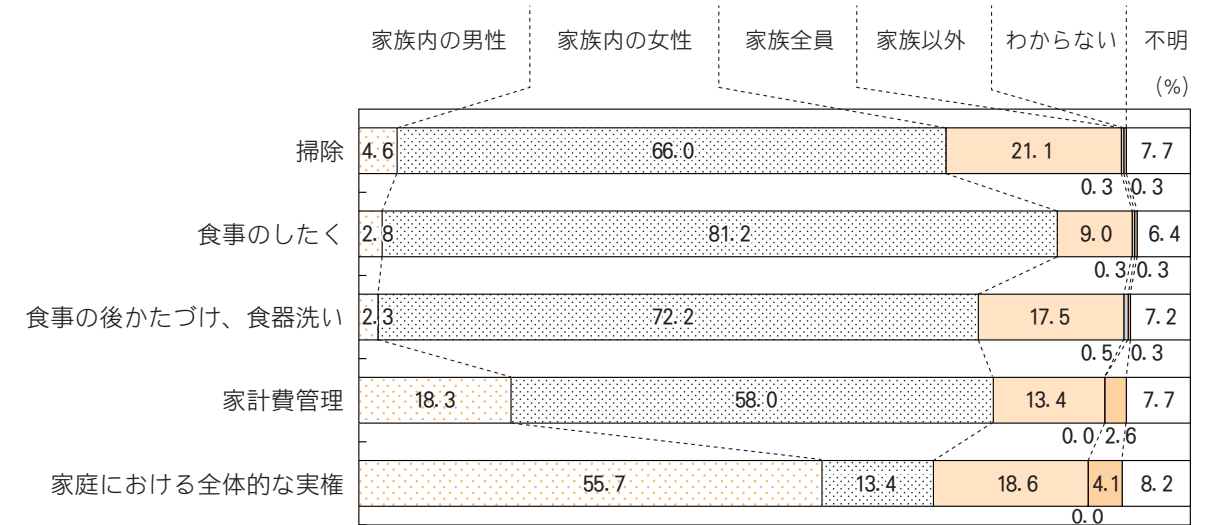
家庭における男女共同参画の推進

私たちが生きていくうえで、元となるのが家庭です。その中で、一人ひとりが家族の一員として、相互の協力によってそれぞれの責任を果たすことが大切ですが、個人の努力だけではなく、私たちを取り巻く環境を整備することが必要です。

アンケート調査の結果をみると、掃除・食事のしたく・食事の後かたづけ・食器洗いは、ほとんどの家庭において女性が担っていることがうかがえます。また、ワークショップの中でも、依然として「女性は家にいるもの」といった意識が残っているものの、「現在では、地域で行われているスポーツやサークル活動に女性が参加しやすくなっている」や「男性が料理をしたり、子どもの参観日に行くなど、家庭への参画が進んでいる」といった意見もみられ、多様な生き方が認められつつあります。今後も、家事や子育てなどにだれもが主体的に参画できるよう、学習機会の充実に努めるなど、男女共同参画の視点に立った家庭のあり方について考える必要があります。

施策	施策の内容
家庭における学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○性別にとらわれることなく、子どもころから家の手伝いなどを通じて、男女共同参画に関する意識を育むことができるような家庭教育を推進します。 ○固定的な性別役割分担意識を取り除き、それぞれのライフスタイル^{※12}にあわせた平等な立場での家事・子育て・介護に関する学習の充実に努めます。
男性の家事・育児・介護への参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○男性向けの家事・育児・介護教室を開催するとともに、それらの学習機会に関する情報の提供に努めます。 ○男性の育児・介護への参画が広がるような広報・啓発に努めます。

家事の役割分担



※12 ライフスタイル：生活様式のこと。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、職業、居住地の選択、社会とのかかわり方まで含む広い意味での生き方。

重点課題 2

多様なライフスタイルに対応した子育てと介護の環境づくり

家庭においては、従来から子育てや介護などの多くを女性が担ってきました。男女がともに、あらゆる場において自主的に参画するためには、個人の努力だけではなく、互いの話しあいのもと、家事をはじめ、子育てや介護を分かちあえる環境を整備することが大切です。

京丹波町は3世代世帯や地域に元気な高齢者が多いことから、高齢者とのかわりが持ちやすく、協力を得やすい環境にあります。今後は、多様なライフスタイルに対応した行政による子育て支援や介護サービスなどの充実とともに、このような恵まれた環境を生かした家庭への支援について、検討していくことが必要です。

施策	施策の内容
保育事業の充実	○基本保育、一般保育をはじめ、低年齢児保育や延長保育などの多様な保育サービスの充実に努めます。
地域における子育て支援の充実	○保護者の就労などにより、放課後の家庭保育に欠ける児童を対象とした学童保育の充実に努めます。 ○保育所・幼稚園・学校のみならず、地域全体において子育てを支援してため、子育て支援センターを中心に相談や情報提供などを充実させ、子育て家庭のサポートに努めます。 ○自主的な子育てサークルなどの活動を支援し、活動場所として集会所などが気軽に利用できるように働きかけます。 ○地域の高齢者などの協力を得ながら、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
介護体制の整備	○要介護者の増加に対応し、地域での介護予防の取組みを支援します。 ○介護保険制度の適切な実施に努めるとともに、介護サービスの質・量両面にわたる整備を進めます。
介護を支える人材の育成・確保	○家族で介護を協力・分担できるよう、介護知識や技術の普及を図ります。 ○身近な相談相手として民生児童委員との連携を強化し、情報提供や相談体制の整備に努めます。

基本目標3

生き生きと自分らしく活躍できる地域づくり

地域活動に男女が平等に参画し、ともに責任を担い、心豊かな地域づくりを推進することが大切です。固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参画できるよう、だれもが地域活動や町の施策、方針決定の場に参画しやすい環境づくりに努め、女性の積極的な参画を推進します。

重点課題 1

地域における男女共同参画の推進

男女がともに思いやり、尊重しあうことにより、暮らしやすい地域づくりを進めることが大切です。

アンケート調査結果（P33）をみると、特に「社会通念・慣習・しきたり」の分野で「男性優遇」への回答が高いことや、ワークショップの中で、「地域の集まりには主に男性が参加することが多い」、「女性が地域外に出ることが好ましくないとする雰囲気がある」といった意見がみられました。これらを否定的にとらえるだけでなく、地域における慣習の良い面は残しつつ、見直しが必要な部分は見直し、だれもが積極的に参画できる環境づくりを進めることが必要です。地域活動において、男女がともに自己の能力を発揮するとともに、子どもから高齢者まで地域での世代を超えたつながりを大切にし、考え方の幅を広げ理解を深めることにより、心豊かな生活をおくることができるよう、地域活動に関する情報の提供や学習機会の充実に努め、活動への参加を促進することが必要です。

施策	施策の内容
地域活動に参画しやすい環境づくり	○地域活動の目的及び活動に関する役割を明確にし、住民に対して活動内容の情報提供が行われるよう働きかけます。 ○地域活動へ女性の積極的な参加が促進されるよう働きかけます。 ○地域活動への積極的な参加を呼びかけ、だれもが自主的に参画しやすい環境づくりが行われるよう働きかけます。

重点課題 2

政策・方針決定の場への女性の参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、女性の社会進出が促進され、さまざまな分野において男女が平等に参画していることが望まれます。

京丹波町においては、政策・方針決定の場への女性の参画が進んでいない現状です。女性自身の持てる能力を、政策・方針決定の場などのあらゆる場において積極的に発揮できるよう、男女双方のバランスをとり、町の審議会・委員会等の政策・方針決定の場での男女の格差の是正を図ることが必要です。そのため、女性の積極的な参加を促進するための講座の開催や、具体的な数値目標を設定することなどについても検討が必要です。

施策	施策の内容
審議会・委員会等への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ○町の審議会・委員会等への積極的な女性の参画を促進します。 ○審議会等への女性登用率の目標を明確化し、目標達成に努めます。
人材発掘、人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな分野で活躍する女性の人材発掘や情報提供に努めます。 ○女性が能力を発揮できるようにするための講座やセミナーの開催に努めるとともに、積極的参加を促します。



重点課題 3

女性のチャレンジ支援

男女がともに生きがいを持って充実した暮らしができるようにするためには、意欲と能力を発揮して社会で活躍するとともに、ゆとりのある生き方をめざすことが大切です。女性が積極的に社会に参画することができるよう、就業やキャリアアップ^{※13}、起業、ボランティア活動など、女性の幅広いチャレンジの支援を進めることが必要です。

施策	施策の内容
女性の能力発揮を促すための支援の充実	○持てる能力を最大限に発揮できるよう、就業やキャリアアップなどさまざまな分野における支援の内容について、情報提供を行います。
女性の起業への支援	○事業に必要な知識や手法に関する情報や仕事に関する情報などを提供し、女性の起業を支援します。



※13 キャリアアップ：より高い資格・能力を身につけること、経歴を高めること

基本目標4

男女がともに輝く社会づくり

一人ひとりの働く意思を尊重し、その能力を十分に発揮して、男女がともに働きやすい環境を整備するために、また、家庭や地域との両立ができるよう法律や制度の周知について、企業や事業所に対する啓発に努めます。
働く女性や働きたい女性に対する情報提供、支援に努めます。

重点課題

1

職場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現において、就業は、経済的に自立するうえで、また、社会的に自立するうえで重要な意味を持っています。
アンケート調査の結果、全体的には「結婚や出産で一時家庭に入り、再び職業を持つ方がよい」と考える人が多いものの、女性の20～40歳代の若い層については、「結婚や出産をしても職業を持ち続ける方がよい」と考える人が多くなっています。
このような状況の中、性別に関係なく、自分の持てる能力を最大限に生かすことができる職場環境が望まれています。育児・介護休業法^{※14}や男女雇用機会均等法の改正など、法律や制度が以前と比べて整備されつつあるものの、現実には、休業や休暇などが取りにくい雰囲気があるといった意見がみられます。今後は、企業や事業所に対して、育児・介護休業制度や男女雇用機会均等法などについて、周知をさらに進めていくことが大切です。
生涯にわたり健康で生き生きと働き続けることができるよう、健康診断の実施の促進など、労働者の健康の保持・増進について、企業や事業所への働きかけが必要です。

※14 育児・介護休業法：「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が正式名称で、平成4年（1992年）に施行。仕事と家庭生活の両立を図るため、育児休業制度や介護休業制度、時間外労働及び深夜業を制限する制度を利用することを労働者の権利として規定するとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずることを事業主に義務づける法律。
平成17年（2005年）には、育児・介護休業対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子どもの看護休暇の創設等を盛り込み、改正法が施行されました。

施策	施策の内容
男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けた啓発	○企業や事業所において、雇用・配置・昇進などのあらゆる労働条件における格差解消が図られるよう、情報提供を通じて働きかけます。 ○企業や事業所へ、男女雇用機会均等法などの労働に関する法律や制度の周知・啓発に努めます。
パートタイム労働者等の就業条件づくり	○パートタイマーについて、雇用の安定と労働条件の整備が図られるよう、企業や事業所へ育児・介護休業法などの関連法令の周知・啓発に努めます。
男女の健康の保持・増進	○生活習慣に起因する疾患の予防と健康の維持管理のため、企業や事業所での健康診断の実施や人間ドックの受診促進に向けて働きかけます。 ○労働者の健康増進を促進するための啓発をはじめ、特に女性の妊娠・出産が労働における差別に結びつかないように、企業や事業所に働きかけます。

女性が収入をとまなう仕事を持つことについて

		1位	2位
女性	20歳代	結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい	結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい
	30歳代		
	40歳代		
	50歳代	結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい	結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい
	60歳代		
	70歳代		
80歳代	わからない	<ul style="list-style-type: none"> 結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい 結婚で家庭に入り、後は職業を持たない方がよい 	
男性	20歳代	結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい	結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい
	30歳代		
	40歳代		
	50歳代		
	60歳代		
	80歳代		

第3章
施策の体系にそった取組み

第3章
施策の体系にそった取組み

重点課題

2

仕事と家庭生活・地域活動の両立支援

就労する女性が増加するなど女性の社会進出が進み、就労に関する法律や制度などについても整いつつある中、依然として固定的な性別役割分担意識が残っており、働き続けたくても現実には難しいといった状況がうかがえます。

アンケート調査結果（P42）で、男性が女性とともに家事・子育て・介護・地域活動などに参加するために必要なこととして、「夫婦や家族間でコミュニケーションをよくはかること」が半数以上で高くなっています。男女を問わず家庭や地域とのつながりを大切にしながら、個人がその能力と個性を発揮し、仕事と家庭生活・地域活動の両立ができるよう相互の理解を深めるとともに、育児・介護休業制度の利用促進や子育て支援などの社会的な支援を充実することが必要です。

就労の場は依然として男性優位な考え方が残っており、また農業を含めた自営業家庭においては家事と仕事の境目が曖昧になりやすく、仕事と家事の両方で女性が負担を負うことも少なくありません。性別にかかわらず積極的に就労の場へ参画することができるよう、女性への就労支援の充実や女性の役割・貢献に対する適切な評価がされるよう働きかけが必要です。

施 策	施 策 の 内 容
育児・介護休業制度の普及及び利用促進	○労働者に対して、育児・介護休業制度の周知が図られるようパンフレットなどを配布し、男女がともに取得できるよう利用促進に努めます。
働く女性への支援	○女性の職域拡大や職業能力の向上を図るため、職業訓練、各種講座などの情報提供に努めます。 ○就労を希望する女性に対して、広報紙に求人案内を掲載したり、府の就労に関するチラシを置くなど、情報提供の充実に努めます。
農林業・商工自営業における男女共同参画の促進	○家族従業者として働くうえでの状況や問題点などを把握し、共同参画が進められるよう働きかけます。 ○女性の役割と貢献が適性に評価され、経済的な自立ができるよう、また、家族経営協定 ^{※15} の普及や女性が経営に積極的に参画できるよう啓発に努めます。

※15 家族経営協定：経営方針や役割分担、就業条件、収益配分などについて家族の合意のもとに取り決りを文書で行うこと。